

第432回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 3 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和2年2月26日
2. 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
3. 開会時刻 午前 9時30分
4. 閉会時刻 午前 10時30分
5. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 秀夫
6. 議長の氏名 農業委員会会長 石川 秀夫
7. 委員出席者数 16名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	福田 純一	出		10	塩野 謙吉	欠	
2	中野 一明	出		11	渋谷 武	出	
3	矢部 節	出		12	石川 秀夫	出	
4	吉崎 一行	出		13	栗原 明	出	
5	鈴木 一	出		14	今野 英子	出	
6	関根 誠	出		15	山田 哲也	出	
7	長岡 清	出		16	粕谷 貞夫	出	
8	須賀 庄次郎	出		17	米原 民子	出	
9	内田 光夫	出					

8. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

9. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	宇津克巳	主事補	飯島佑加
副事務局長	石田秀樹		
副主幹	廣川慎司		
主査	榎本亮太		
主事	山本和慶		

10. 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和2年2月26日第432回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11. 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 米原 民子

委員 福田 純一

委員 中野 一明

12. 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書1月分について報告する。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書については、合計4件、4筆である。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書については、合計10件、17筆である。農地改良届については、合計6件、6筆である。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農業用施設届出書については、合計3件、3筆である。農地法第3条の規定による許可申請書取下願については、合計1件、3筆である。農地法第3条の規定による許可指令書取消願については、合計1件、9筆である。農地法第5条の規定による許可指令書取消願については、合計1件、1筆である。農地法第18条第6項の規定による通知については、合計1件、1筆である。相続税の納税猶予に関する3年毎の農業継続証明書については、合計12件、12筆である。農地法第3条の3の規定による届出書については、合計12件、71筆である。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、申出件数11件、総筆数39筆、総面積39,190.02㎡について申請があった。このうち『使用貸借権設定』が10件、『所有権移転』が1件である。はじめに、『使用貸借権設定』、続いて『所有権移転』につい

て説明する。2月総会で審議する申出は『新規』における『使用貸借権設定』で、令和2年3月15日から契約期間が設定されるものになる。今回の申出は、すべて借り手の要件を満たしている。新規の申出のため、借り手の経営状況について読み上げる。整理番号1番から5番は同一人からの申出のため、まとめて説明する。整理番号1番は6筆、4,638㎡、整理番号2番は7筆、6,926㎡、整理番号3番は1筆、993㎡、整理番号4番は11筆、9,566.02㎡、整理番号5番は2筆、1,343㎡で、整理番号1番から3番は約3年、整理番号4番と5番は約5年の使用貸借権設定の申出である。借受人は、現在35歳で、世帯の合計従事日数は、年間150日以上、家族と共に約345アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、整理番号1番から3番は約3.5km、整理番号4番と5番は約1kmである。整理番号6番は、1筆、2,450㎡で、約9年の使用貸借権設定の申出である。借受人は現在25歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約379アールの農地を耕作している農家である。近隣の所有農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約1.7kmである。整理番号7番から10番は、同一人からの申出のため、まとめて説明する。全件合わせて、筆数が8筆、総面積7,458㎡で、整理番号7番から9番は約9年、整理番号10番は約7年の使用貸借権設定の申出である。これは農地中間管理事業の一環として、地権者から受け手である法人へと貸借が行われるものとなる。借受人は、昭和39年に設立し、平成26年3月28日に農地中間管理機構として埼玉県知事から指定を受けている。農地中間管理機構の事業内容については、分散化している農地や耕作放棄地を借り受け管理し、活力ある担い手へ貸付けを行うことで、農地の集約化、農業生産力の向上、農家同士の競争力の向上を目指す事業となっている。今回の申出は、労力不足により、管理しきれなくなった農地等を、農地中間管理事業を活用することで活力ある担い手に集約し、農業生産力を向上させる目的である。今回の申

出により農用地利用集積計画が決定し、農地を借り入れた後については、事前に農林公社が公募した担い手の情報をもとに市が農用地利用配分計画を作成する。その後、農林公社を通して計画を県に提出し認可を受けることによって、担い手に対する農地の貸付けが行われる予定である。整理番号11番は、3筆、5,816㎡で所有権移転の申出である。譲受人は、現在43歳で、農業従事日数は、年間150日以上、家族と共に約77アールの農地を耕作している農家である。近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。通作距離は、約3kmである。なお今回の手続分の面積を含めると、申請人の経営面積は約135アールとなり、下限面積90アールを満たすことになる。こちらの案件は、譲受人が耕作する農地を探していたところ、所有者から売却したいとの意向があったため、地元の農業委員によって、耕作者等へ買受けの意向を確認した。結果、営農意欲がある農業者へ利用集積することとなった。以上のことから、整理番号1番から11番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、調査報告する。2月19日に譲受人の実家にて話を聞いてきた。譲受人は現在43歳の認定農業者であり、母と弟の3人で、約8反耕作している。農業従事日数は家族合わせて300日行っている。農機具は、トラクター3台、軽トラック2台あり、畑作管理を行う上での機械器具はそろっている。また、有機栽培を行っており、堆肥等も蓄えているとのことである。生産物は、直売所や自己販売を行っている。譲受人は、現在実家で就農しているが、将来は独立することを考えているようである。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から11番については、農業経

営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議 案 第 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数5件、筆数17筆、面積12,877㎡であり、先ほど第1号議案で審議した、農地中間管理事業として埼玉県農林公社へと貸借が行われる農地である。同一月に地権者から埼玉県農林公社への貸借と、農林公社から借り手への農用地利用配分計画を同時に審議することは、円滑に事業を行うための手法として行われているとの説明を埼玉県の農林振興センターから受けている。審議の参考として、借り手について説明する。整理番号1番の借受人は、現在49歳、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約259アールの農地を耕作している農家である。整理番号2番の借受人は、現在68歳、農業従事日数は年間150日、家族と共に約116アールの農地を耕作している農家である。整理番号3番の借受人は、現在72歳、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約325アールの農地を耕作している農家である。整理番号4番の借受人は、現在83歳、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約122アールの農地を耕作している農家である。整理番号5番の借受人は、現在65歳、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約94アールの農地を耕作している農家である。なお、整理番号3番と整理番号4番については、中間管理機構に貸付け済みだが、現在の担い手が耕作不能になり、今回再配分する農地となる。以上のことから、本議案について、「問題ありません」との意見を付すことによろしいか、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から5番について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、「問題ありません」と意見することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり意見を付すことに決定する。

議 案 第 3 号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数7件、筆数12筆、面積9,601㎡についての申請があった。整理番号1番については、経営拡張のため所有権移転、2筆1,129㎡の申請である。譲受人は、現在49歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に143アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約3kmである。整理番号2番については、経営拡張のため所有権移転、2筆1,680㎡の申請である。譲受人は、現在73歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に約71アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約3.6kmである。整理番号3番については、経営拡張のため所有権移転、1筆1,158㎡の申請である。譲受人は、現在62歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約169アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約3.4kmである。整理番号4番については、経営拡張のため所有権移転、2筆1,943㎡の申請である。譲受人は、現在59歳で、農業従事

日数は年間150日以上、家族と共に約778アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約690mである。整理番号5番、6番は同一人からの申請のため、まとめて説明する。整理番号5番、6番ともに、経営拡張のため所有権移転、整理番号5番は2筆、1,850㎡、整理番号6番は1筆、624㎡の申請である。譲受人は、現在42歳で、世帯の合計従事日数は年間150日以上、家族と共に約119アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約670mである。整理番号7番については、経営拡張のため所有権移転、2筆1,217㎡の申請である。譲受人は、現在37歳で、農業従事日数は年間150日、家族と共に約97アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張を図りたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約1.3kmである。以上のことから、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することによろしいかお諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について、調査報告する。2月20日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在49歳であり、後継者として、休日は農作業を行っている。農業従事日数は150日、稲作用の農業用機械については、一通りあることを確認してきた。生産された米は、自家消費しているとのことである。以上のことから、地元委員としてはやむを得ないと判断する。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号2番について、調査報告する。2月21日に農地利用最適化推進委員と共に、話を聞いてきた。整理番号2番は2筆、1,680㎡の申請である。譲受人は、現在73歳であり、妻と息子の3人で約71アールを耕作している。世帯の合計従事日数は年間150日以上、申請地までの通作距離は、約3.5

k mである。申請地には、じゃがいもや枝豆を栽培する予定である。本人の性格は、温厚であり、41歳の後継者がいる。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号3番について、調査報告する。2月19日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人の自作地も確認したが、おおむね管理されていた。農業従事日数は150日、自作地は169アール所有している。農機具については、一通りそろっていると思われる。譲受人は、申請地の隣の土地を所有しているため、今回の申請に至った。今後はじゃがいもを栽培するとのことである。以上のことから、地元委員としては問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号4番について、調査報告する。譲渡人の父は地元で多くの土地を耕作していたが、亡くなった。現在息子が所有しているが、耕作できないとのことであり、譲渡人の地元農業委員から耕作者を探してほしいとの話があった。その後は譲受人と譲渡人の双方で合意が得られたため、今回の申請に至った。整理番号4番の譲受人は、多くの土地を耕作しており、遊休農地や耕作放棄地が増えていく状況の中で、貴重な人材である。農機具等は一通りそろっており一切問題ない。

整理番号5番の譲受人は、会社で勤務をしているが、その傍らで農業を行っている。農機具等もすべて保持しており、問題はない。整理番号7番の譲受人は、父が農業を行っており、遊休農地解消等にも積極的に協力をしてくれる方である。以上のことから、地元委員としては3件すべて、問題ないと判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号1番から7番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号それぞれに該当しないこととし、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数15件、筆数27筆、面積6,718.93㎡についての申請があった。整理番号1番については、駐車場敷地拡張のため所有権移転、1筆、457㎡の申請である。譲受人は平成11年8月に設立し、建築資材の販売と仮設商品のリースや販売を主な業務としている。現在申請地の東側には同法人が所有している駐車用敷地があるものの、業績の好調に伴い25台分の駐車スペースが足りないため、既存の駐車場に縦列駐車をしている。そのため車の出し入れの効率が悪く、また事故が発生して危険であることから駐車場を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し25台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存施設敷地面積の2分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。なお、令和元年12月26日付で農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号2番については、店舗新築のため賃借権設定、1筆176㎡の申請である。譲受人は、昭和50年4月に設立しコンビニエンスストア等の経営を主な業務としている。現在申請地の東側には譲受人が経営する店舗があるが、混雑時には駐車場が満車となり路上待機車が発生することで非常に危険な状態であること、また一部駐車場が店舗の横にあることで管理に支障が出ることから店舗の建替えを計画しており、適地を探していたところ、申請地が見つかったため、賃借にて借り受け店舗の建て替えをしたいとの申請である。農地区分については第1種農地であると考えられるが、申請に

係る事業の全体面積における第1種農地の占める割合が3分の1を超えないため不許可の例外に該当すると考えられる。なお、令和元年12月26日付で農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号3番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、273㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、前面道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。なお、令和元年12月26日付で農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号4番については、住宅新築のため使用貸借権設定、1筆、261㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した親族のための住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て東側道路側溝へ放流する計画である。なお、令和元年12月26日付で農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号5番については、住宅新築のため所有権移転、1筆、216㎡の申請である。譲受人は現在持家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て北側道路側溝へ放流する計画である。整理番号6番については、駐車場に使用のため所有権移転、1筆、147㎡の申請である。譲受人

は昭和29年12月に設立し、学校教育及び保育を行うことを主な業務としている。現在申請地の東側には同法人が運営している認定こども園があり、22台分の駐車場があるものの、送迎時間が集中することで敷地内駐車場が満車となり、路上駐車が目立ち交通に支障を来すようになった。そこで、適地を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し6台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号7番については、駐車場に使用のため使用貸借権設定、3筆、554㎡の申請である。譲受人は個人事業主として飲食店を営んでいる。現在申請地の隣地には譲受人が所有している店舗兼駐車場があるが、業績の好調に伴い、混雑時には利用者が周辺道路に路上駐車をしてしまっていることで非常に危険な状態となっている。そのため、駐車場を探していたところ申請地が見つかったため、使用貸借にて借り受け24台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものに該当することから、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内浸透処理とする計画である。整理番号8番については、住宅新築のため使用貸借権設定、2筆、329㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て汲み取りを行う計画である。なお、令和元年12月26日付で農振除外されており、「やむを得ない」との委員会の意見が付されている。整理番号9番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、275.47㎡の申請である。譲受人は現在叔父の家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、独立生計を考え住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農

地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て北側水路へ放流する計画である。整理番号10番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、200㎡の申請である。譲受人は現在実家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て西側道路側溝へ放流する計画である。整理番号11番については、駐車場敷地拡張のため賃借権設定、3筆、1,943㎡の申請である。譲受人は昭和54年11月に設立し、土木建設・農機具機械の賃貸及び販売を主な業務としている。現在申請地の東側には川越営業所として同法人が借り受けてリース機材や重機を置いているものの、業績の好調に伴い敷地内が狭隘化しているため適地を探していたところ申請地が見つかったため、賃借にて借り受け43台分の車両置き場として使用したいとの申請である。雨水については、敷地内浸透処理とする計画である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号12番については、住宅新築のため所有権移転、2筆、92.46㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し宅地と一体で住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て南側道路側溝へ放流する計画である。整理番号13番については、住宅新築のため所有権移転、3筆、348㎡の申請である。譲受人は現在借家にて暮らしている。子供の成長とともに現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近く通勤に便利な申請地が適地と考え、売買にて取得し住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、合併浄化槽を経て南側道路側溝へ放流する計画であ

る。整理番号14番については、駐車場に使用のため所有権移転、1筆、499㎡の申請である。譲受人は昭和46年4月に設立し、建築工事を主な業務としている。現在申請地の北側には同法人が運営する本社工場があり、工場敷地内の出入口部分や作業スペースに社員用通勤車を駐車していることで業務の効率が低下している。そのため駐車場を探していたところ申請地が見つかったため、売買にて取得し12台分の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。整理番号15番については、介護支援施設新築のため所有権移転、2筆、948㎡の申請である。譲受人は平成25年10月に設立し、介護事業を主な業務としている。この度川越市から介護整備事業の公募があり、譲受人が介護サービスを提供する適地を探していたところ申請地が見つかり、選定事業者となったことから、売買にて取得し通所介護、訪問介護を目的とした介護支援施設の建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、南側道路に埋設されている公共下水道管へ放流する計画である。以上のことから、整理番号1番から15番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないこと、また総合意見として許可相当であるとの意見を付すことにより、お諮りする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号11番について、調査報告を行う。2月17日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は昭和54年11月に設立し、本社1箇所、営業所37箇所ある。業務は土木建設・農機具機械の賃貸、販売及び修理等を行っている。事業内容の拡大、顧客要望種類の多様化、顧客の増加に伴い、貸出重機や車両の出入りが困難になっているとのことである。敷地の駐車場として、1,943㎡、駐車場43台分のスペースを確保したいとの意向であった。工事期間内に被害が発生した際は、譲受人が責任を持って対応するとのことである。以上のことから、地元委員としてはやむを得ない

と判断する。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、他に意見を求めた。

議長は、他に意見がなかったため、整理番号 1 番から 1 5 番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないこと、また、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号 1 1 番については、「雨水は適正に処理し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第 4 号について総合意見として許可相当とし、整理番号 1 1 番については条件を付すことに決定する。

議 案 第 5 号

川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（全部改正）を定めることについて

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は、概要説明書の訂正箇所について説明した後、内容について次のとおり説明した。「まず『1 改正の趣旨』である。平成 2 8 年 3 月末に国から農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正の通知があった。この国の実施要領の改正を理由として、これまで本市農業委員会が定めていた『あっせん基準』の全部を改正しようとするものである。次に『2 改正の内容』である。まず（1）全部改正とすることについては、国の実施要領の形式に合わせて条番号や条文等を全面的に整理するため、全部改正とするものである。次に大きな改正として（2）別表第 2 について、『川越農業振興地域整備計画』に掲げる『効率的かつ安定的な農業経営の目標』の目標規模に改めようとするものである。8 ページの表が『川越農業振興地域整備計画』に掲げる『効率的かつ安定的な農業経営の目標』の目標規模と同じものに改めた表である。なお、これまでの表は、7 ページにある『別表第 1』と同じように、2 列目の経営形態の区分が『各種経営』等 6 種類だったが、改正するにあたり、既存の『農業振興地域

整備計画』に合わせようとするものである。次に（３）あっせん委員について、これまで『農業委員のうちから２名』であったものを『農業委員又は農地利用最適化推進員のうちから１人以上』に改めようとするものである。そして（４）その他として、本基準に規定された文書類の様式については、これまでは本基準の中で様式まで定めていたが、これを第１９条により、会長の専決により別に定めようとするものである。最後に施行期日については、令和２年４月１日又は埼玉県知事の認定を受けた日のいずれか遅い日にしようとするものである。これは、右の１ページにある第２条に規定されているが、基準を定めることについて埼玉県知事の認定が必要とされていて、本日の総会で本基準を決定し、埼玉県に申請して、いつ認定されるか日付が確定できないため、このように附則で規定している。」

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、川越市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（全部改正）を定めることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第５号について原案どおり決定する。

以下余白

13. 閉会

議長 石川 秀夫 は議案の審議がすべて完了したため、第432回
川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14. 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和2年3月4日

議長 石川 秀夫 印

委員 米原 民子 印

委員 福田 純一 印

委員 中野 一明 印
